

成対象を9歳未満まで拡大します。

また、徳島県の制度改正では、3～6歳児の通院と6歳児の入院については、医療機関（診療科ごと）に月額6000円までの自己負担が必要ですが、阿波市ではこれを市が助成します。乳幼児等の年齢にかかわらず、自己負担金は必要ありません。ただし、入院時の食費は助成対象外です。

阿波市

	現行（平成18年9月30日まで）	新制度（平成18年10月1日より）
支給対象年齢	通院・入院とも6歳未満児 （満6歳の誕生日の前日の属する月の末日まで）	通院・入院とも9歳未満児 （満9歳の誕生日の前日の属する月の末日まで）
自己負担金	なし	なし（月額6000円の自己負担は阿波市が助成します）
入院時の食費	助成あり	助成対象外（自己負担になります）

	現行処理方法（平成18年9月30日まで）	改正後処理方法（平成18年10月1日より）
国保分	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満通院・入院をレセプト併用（公費負担番号45）で国保連合会へ請求 ● 請求書に「45」として件数・日数・点数を集計 ● 阿波市単独分として3歳以上分医療費請求書（藤色）で国保連合会へ請求 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7歳未満入院・通院をレセプト併用（公費負担番号45）で国保連合会へ請求 ● 阿波市単独分として7歳以上入院・通院をレセプト併用（公費負担番号47）で国保連合会へ請求 ● 受給者証を確認し公費負担番号・受給者番号をレセプトへ記入し公費扱いとして請求 ● 請求書に「45」「47」として件数・日数・点数を集計
被用者分	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満通院・入院を医療費請求書（アイボリー）色で国保連合会へ請求 ● 阿波市単独分として3歳以上分医療費請求書（ピンク色）で国保連合会へ請求 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費請求書で取り扱う 3歳未満（アイボリー）・3歳以上7歳未満（ピンク色）・7歳以上（藤色）で国保連合会へ請求 ● 3歳未満（アイボリー）色・3歳以上7歳未満（ピンク色）・7歳以上（藤色）別に乳幼児等医療費請求書総括表を添付し国保連合会へ請求

問い合わせ先 阿波市福祉事務所 子育て支援課 ☎0883-36-6813



contents

- 村のあらし
- 暮らしのガイド
- 観光・イベント
- 防災情報
- 公共施設利用案内
- 村民ひろば
- リンク集
- お問い合わせ

[トップページ](#) > [暮らし](#)

暮らしのガイド

-更新日: 2006

乳幼児医療費の助成手続きについて

担当: 健康

お子さんが0歳から9歳児未満の医療費の一部(保険診療分の自己負担額)を助成しております。(所得制限有り。)
 3歳未満児の入通院は現物給付(県外の医療機関は償還払い)。入院時の食事療養費は償還払いです。
3歳以上9歳未満児の入通院、入院時の食事療養費は償還払いです。

申請に必要なもの

- * 健康保険証(お子さんの名前の入った保険証)
- * 印鑑(シャチハタ不可)
- * 佐那河内村に転入された方は所得証明書(扶養人数のわかるもの)
- * 振込先金融機関の口座がわかるもの(郵便局不可)

償還払いに必要なもの

- * 受給者証、領収書等
(医療機関に支払った金額、受給者、受療日、保険適用額等の明細がわかるもの。)
- * 乳幼児医療療養費請求書
- * 印鑑(シャチハタ不可)

[担当に問い合わせる](#)
[1つ前のページへ](#) [このページへ](#)